

知恵の樹

No. 255 2021.5.29

町田の図書館活動をすすめる会

<https://machida-library.jimdo.com>

代表：手嶋 孝典

tejitaka@f8.dion.ne.jp

市民による市民のための

「図書館ワークショップ」を開く

蘭田 碩哉（まちだ未来の会・代表）

4月29日に「鶴川図書館大好き！の会」が中心になって「公立図書館を市民参画によって支えるためのワークショップ」が開催された。近年、地域の諸問題をテーマにさまざまワークショップが開かれているが、その多くは行政が主催する官製のワークショップで（そうでなければ行政の意を体したコンサルタントが主導）、行政の意向を汲んだ結論が導かれるのが常である。それに対して市民の発案による、市民が主導するワークショップを「市民の図書館」をテーマとして行うというのが今回の趣旨であった。

現に、鶴川図書館の廃止問題においても、3年前に「鶴川地域の図書館のこれから」と題した市主催のワークショップが開かれ、参加した市民は張り切って図書館発展のためのアイデアを出し合ったのだが、市はあろうことか、議論の内容は一顧だにせず、これを図書館廃止にあたって「十分に市民の意見を聴きました」という実績作りに利用したのであった。この手痛い経験から官製ワークショップ不信に陥ったのは理の当然とすべきだろう。

ワークショップとはもともと「作業場」という意味である。新たな何かを作り出すために、人々がアイデアを出し合い、議論し、身体を使って「絵」を「形」にするために協働する場のことである。市民自治が大原則である以上、市政に関するワークショップの主人公は市民のほずであり、私たちは市民の主導する本物のワークショップを目指したのである。

広範な市民の反対に関わらず、鶴川図書館の廃止計画が市の方針になったとはいえ、市は「何らかの

代替施設を作る」という「配慮」を示して、それに関してまたぞろワークショップを開いた。その1回目には筆者も参加したのだが、肝心の作業目標が示されないまま、議論はあるべき図書館の姿みみたいな抽象論に終始した。市の考える代替施設とはどういう機能を有するもので、予算や人員配置はどの程度のものかという条件が示されなければ作業のしようがないのである。これはもう、われわれ市民が企画するワークショップを開くしかないということになったのは必然の流れである。

市民主催のワークショップは次のねらいを持って開かれた。①市民の図書館というものの存在理由を確認し、市政の中に明確に位置づける、②その上で市の言う財政難と切り詰めた条件の下で、どのような運営が可能かを他市の事例も参照しながら考える、③市民の知恵や力、地域の人材を活用して望ましい市民参画の仕組みを検討する。その結果、どんな論議が行われたかは2頁以下の鈴木報告に譲るが、そこでは厳しい現実を踏まえながらも、夢のある地域図書館の明日の姿が見えてきている。

コロナ禍のもと「新しい生活様式」が模索される中で「公共」というものの重要性が改めて問われている。外からの客を当てにした賑わいづくりに狂奔するより、身近な文化施設を充実させてこの町に永く住みたいと思う人を増やすのが本道だ。市民の知的生活の基盤である図書館の専門性と継続性を維持しながら、市民パワーを生かした魅力的な図書館づくりをどう進めるか。今後は今回の「作業場」の成果を踏まえ「現場」を動かすための行政とのひざ詰め談判が待っている。（会員）

＜住民による「公立図書館を市民参画によって支えるためのワークショップ」＞開かる！

鈴木 真佐世（鶴川図書館大好き！の会）

4月29日(祝・木)の午後に開かれたワークショップは、当初、鶴川市民センターで開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染再拡大による緊急事態宣言発令のために急遽Zoomによるオンライン開催に変更しました。オンラインによって町田市外からも参加いただけるようになり、参加者は20名となりました。

2月と3月に2回にわたって開かれた、町田市主催の「鶴川図書館再編後の姿を考えるワークショップ」は、1回目の「どのような図書館であつたらいいか」という漠然とした話し合いから、2回目は一気にファシリテーターによって「地域の市民団体に運営を委託したい」との方向性が打ち出され、「地域の市民による運営の在り方の検討」という路線を敷かれての話し合いになりました。

これに対して、この日の私たちのワークショップでは、公立図書館を市民参画によって支えるとはどういうことかという原点に返って、市民としてできることはどのようなことかをZoomのブレイクアウトルームを使い、4つグループに分かれて話し合うことになりました。

話し合いの前に、まずパワーポイント画面を共有して、市の図書館の2020年度の動きについて、前述の2回のワークショップの内容を含めて説明、また、市民参画型図書館の実践事例として以下の3自治体の図書館を紹介しました。

- ① 八王子市立図書館：中央図書館と5市民センター図書館(直営、司書を図書館が派遣、窓口業務等委託)と14地区図書室(各市民センターに付属：市民センター全体の指定管理者であるNPO学園都市ふれあい財団が地区協議会に運営を委託)。
- ② 小金井市立図書館：本館とその3分室の内2分室をNPOに委託。別に直営の1図書室あり。
- ③ 藤沢市立図書館：総合市民図書館(直営)と3市民図書館(NPOに委託)、11市民図書室(直営、総合市民図書館の地域サービス部門が管理)。

これらの事例をもとに、考えられる市民参画のパターンとして次の3つを挙げ、検討の素材として提示しました。

A. 鶴川図書館の運営の丸ごと委託。すべての業務をNPOなどの受託団体が行う⇒市民参画の良さが活きる可能性がある一方、継続性が担保される保証はない。また、マネジメントのための人材確保にも不安が残る。

該当例) 小金井市の2分室：市の財政難への対応措置としてNPOに委託。

藤沢市の2つの市民図書館：同じく財政上の避難措置としてNPOに委託。

B. 直営だが、司書職員を中央図書館から派遣し、窓口業務などを市民に委託。選書、レファレンス、受託職員への教育は司書が行い、その他の業務を受託者がおこなう⇒運営費を安く上げるためだけの方策となりにくい。

該当例) 八王子市の市民センター図書館(市民センター内の地区図書室から直営の図書館へ格上げしたもの)。

C. 現在の直営を維持しながら、図書館の組織としてはスリム化する。運営協議会、図書館友の会などを作って市民参画を促し、今までよりも魅力的かつ効率的な図書館にする。⇒市の方針転換が必要。

D. そのほか別の考えがあれば提案してほしいと投げかけました。

その後、4つのブレイクアウトルームに分かれて1時間話し合いの時間を持ちました。その要点は以下の通りです。

第1グループの話し合い：

愛知県田原市で長らく図書館長をした森下さん、市議会議員田中さん、高校1年生の高橋さん、鶴川図書館大好き！の会(以下「大好き！の会」)メンバーの桜井さんと守谷の5名。

「いま皆さんが議論されている“公立図書館を市民参画によって運営する”という発想は、果たして『市民協働』といえるのか、単なる外部委託ではないのか」と疑問を呈した森下さんは「現在、市は何も具体的なことを示さずに市民の話し合いの結果を待っている状況のように見える。市民協働・参画というのなら、飯能市のように市と市民の役割分担を明確にして、図書館としての

あり方や予算等の条件を提示し、それに市民が賛同できるかどうかを論議すべきだ」と指摘。さらに、「図書館で大切なのは専門職員で、軸となる者がいない図書館はあり得ない。市民の読書要求に共感する力があり、先人の仕事の枠組み(スキル)を受け継いで、次の世代に受け渡すことができる専門職員を確保できるかが課題、委託ではそれは無理」と直営の必要性を訴えた。

もう一人の図書館長経験者である守谷は、図書館の指定管理化に際して、もと図書館で働いていた非常勤の司書の人たちが自分たちで NPO を組織して受託した相模大野図書館のように、一旦 NPO が担っても数年で大手企業にとって代わられる例を挙げた。意欲ある職員がいろいろと工夫して、利用者からも良い評判を得ていたが、結局数年で民間企業にとって代わられてしまった。図書館には継続性が何よりも大切で、NPO ではこの点が不安定になることは避けたい。図書館の継続性、専門性を担えるのは自治体の直営しかない、と発言。

これに対して若者の立場から、高橋さんが「もし市民で運営することになり、担ってくれる方を募集すれば、本や図書館が好きという人は手を挙げるのではないかな。自分も学校の合間にボランティアが可能ならやるかもしれない」と市民参加の可能性について発言。鶴川図書館を残すためには Wi-Fi 環境を整えて地域の若い人にも愛される図書館であることが必要と述べた。

鶴川図書館大好き！の会の活動にもたびたび参加してきた市議の田中さんは、市が初め「貸出場所としてのみ残す」としていた方針が変わってきたのは市民の運動の成果だと思つて、公立図書館のシステムとして残さないと市民だけではゆくゆく追い詰められてしまうのではないかと危惧を述べた。図書館を愛する人たちが他の分野や組織の人々とも関わって話しあうことから図書館を良くするヒントを見つけ出し、授業支援など多様性を持った公立図書館として存続すべきだと訴えた。

市民活動をしている桜井さんからは、これまでも自治基本条例や「ごみゼロ市民会議」など、いろいろな運動に関わってきたが、そこには何でもかんでも行政任せでよいのかという考え方がある、と市民自治の大切さを強調する発言もあった。

第2グループの話し合い:

UR 都市機構の職員小山さん、おやじの会などの市民活動をしている篠田さん、「大好き！の会」の川又さん、庄司さん、町田の図書館活動をすすめる会の代表、元図書館長の手嶋の5名。

小山さんは UR の立場としては、団地の中に図書館があることは有益だと考えているとして、団地の建て替えにあたって図書館については、①ハコを用意して市に作ってもらう。②場(オープンスペース)を用意して市に使ってもらうという2つの案を紹介の上、現在のところは、建て替え時期は決まっておらず、図書館が残るかどうかは、市の財政と住民の希望とのすり合わせによると説明した。

川又さんは、現在の鶴川図書館は古いので、中味を整える必要がある。市民一人ひとりの内面を築き上げるのが図書館であると発言した。

篠田さんは、図書館は今の時代、単に本を読むだけの施設ではない、希薄になっているコミュニティをつむぎ直す大切な役割があり、情報が集まる場所、調べ物ができる場所、イベントやワークショップができる伸びやかな場を求めたいと発言した。

庄司さんは、団地の人の希望していることは、調べ物をしたり、ゆっくり閲覧する図書館が欲しいということ。ゆったりした空間が必要と発言した。

手嶋は市民参画について、現在その範囲が明示されておらず、受け皿となる市民の母体もできていない。図書館の運営は行政の責任であり、専門性・継続性を保つためにも基本的な運営は市が受け持つことが必要で、市と粘り強く交渉を続けたいと発言。

篠田さんが、UR と名店街が新たな団地づくりの構想を話しあっているのであれば、市民団体は名店会とのパイプを太くして新たなアクションを起こせないかと提案した。

小山さんは、今、名店会の佐藤会長たちと話をしている。事業をする上では図書館だけでなく、名店会の意向も踏まえなければいけないため、まだ、計画に落とせていないと発言した。

篠田さんは更に、鶴川の地は歴史的にも浪江渡さんたちの活動が盛んだったところ。もし、浪江さんが生きていたら、どんな図書館、どんな活動を望むのか、考えてみることも大事ではないかと発言した。

第3グループの話し合い:

市主催ワークショップのファシリテーターの清原さん

と「大好き！の会」の郡さん、高橋さん、清水の4名。

清原さんが「市民協働＝市民団体による指定管理」が市の考えだという事を繰り返し強調し、市民による指定管理者受託の可能性について一問一答のような討議となった。図書館の専門性を持つ人材が地域にいるかという懸念に、清原さんは、町田市にはNPOも多くあり、市民活動が活発、8万の人口を持つ鶴川地区には司書資格を持つ人もそれなりにいるはず、自分たちのしたいことを自分たちで担っていくという市民参画、市民協働は時代の流れであると繰り返し説いた。

それに対し、地域における図書館には独自の社会的機能があり、市が責任をもって市民に提供すべき重要な文化的サービスの1つ。図書館運営に関する市の明確な方針があつてしかるべきで、それに市民がどう参画していくかが課題ではないかと反論が出た。清原さんは、市は法的に図書館を設置する義務を負っているわけではなく、市が一旦は廃止と明言した鶴川図書館を存続させ、指定管理にすると方針転換したこと自体は、市が市民に譲歩したと考えられると答えた。

話題は業務委託か指定管理かという運営形態にも話が及んだ。清原さんからは、最初の1年目は業務委託、2年目から指定管理へ移行した小野路宿里山交流館の例も紹介された。

最後に、市民側が図書館に関して専門性を持ち、新しい図書館づくりに対する構想と情熱を持った人を取り込んで活動を継続させることが大切であること、市長の権限で方針が変わるのなら、これまでの議論や活動の実績を整理し、それをもって現市長や市長候補者はじめ議会などに働きかけることが必要という話になった。

第4グループの話し合い：

団地商店会の事務局の富岡さん、子育て関係のNPOを主宰している青木さん、高校教師の山下さん、「大好き！の会」の鈴木の4名。

このグループは、基本的には、「現在の形の直営を維持しながら、図書館の組織としてはスリム化する。運営協議会、図書館友の会などを作って市民参画することによって、今までよりも魅力的かつ効率的な図書館にする」という、「考えられる市民参画のパターン」の選択肢Cの方向で進めるべきだということで全員一致。直営維持の理由は、図書館の運営には専門性・継続性が必要であり、NPOや市民団体への委託ではその点で限界があり、またマネジメントには専門的知識を持った

専従者が当たる必要があるとした。

市民参画は、あくまで図書館の基本業務ではなく周辺業務に限るが、市民参画によってこれまでになかった活動を伸ばすことができる。一つは図書館に集まる人にゆっくり読書するスペースを確保する、読書会などを開催する、図書館に関わる各種の集まりを催すなど。これには既存の書庫のおはなし会スペースを活用するほか、団地二階の空室などを利用することも考えられる。スペースの管理などに市民がボランティアとして協力すれば、図書館の魅力を広く一般に伝えることにもつながる。また、図書館と関わる人を増やすために、鶴川図書館友の会を作る、鶴川図書館の蔵書の特徴(絵本、小・中学生向けの図書が充実)を明確にするなど。

図書館の基本業務への協力としては運営協議会を設置し、そこに市民が参加するという形も可能ではないか。鶴川団地商店会としては、あくまで図書館を残すことを建替えの条件としているとのことで、引き続き商店会との親密な関係を維持する必要があると確認された。

最後に山下さんが、今の図書館はかなり削減された経費で運営されており、さらなる大幅な削減は図書館機能を低下させずにはおかない。図書館は市民の知る権利、学ぶ権利を守る基本的な場であり、市には図書館維持を前提とした対応を求めたいと結んだ。

.....

今回のワークショップの結果は、まだ一つの結論には至っていません。しかしながら、昨年の夏から約10か月、どのような形で鶴川図書館を存続させたらいいかを他市の事例にも学び、仲間と話し合う中で、今の鶴川図書館をただ存続するだけではなく、より魅力的な図書館として発展させたい、次世代に引き継ぎたいという思いがだんだんと強くなってきました。そして、市民団体が業務委託や指定管理を受託するのではなく、図書館の基本のところでは市が運営し、今以上に市民に愛される図書館とするために市民が力を出すことができれば、町田市で最初の直営＋市民協働による魅力的な図書館となるのではないかと確信しました。市は、住民の意見を聞いて鶴川図書館の今後を考えると議会でも答弁しています。今回のワークショップには、高校生をはじめいろいろな立場の人たちが参加して、発言しています。ぜひ住民の声に耳を傾け、直営による市民協働の鶴川図書館を実現させることを切望します。
(「すすめる会」副代表)

住民による「公立図書館を市民参画によって 支えるためのワークショップ」に参加して

森下 芳則(元田原市図書館長)

多摩地域の図書館が大きな変化を遂げたのは1970年代からです。変化の渦中で新米図書館員は近隣の図書館と交流し、並走しているという感覚がありました。最近の町田市立図書館の厳しい状況を少しは知っているつもりでしたが、それでも指定管理者制度導入と集約＝廃館を突き付けられたのはショックでした。

参画と協働のための条件

ワークショップに参加して、現状と市民参加型図書館の事例の紹介を聞くうちに違和感を覚えました。ワークショップの資料に「考えられる市民参画のパターン」が示されています。A案とB案は委託、C案は職員削減が前提です。

「図書館に指定管理者制度、いったい何が問題なの？」は、分かりやすく図書館委託の問題点を指摘した、よくできたパンフレットです。このパンフレットに指摘されている問題は、NPOに委託しても変わりません。また職員削減は日野市立図書館でも行われていました。私は20年ぶりに日野市にもどり、分館の職員数の削減とそれがもたらす疲弊に驚きました。

「市民参画」による運営案を町田市に提案した場合、鶴川図書館は廃館する計画なので、経費が必要な提案は拒絶されるでしょう。一方で、市民参画と協働の提案は、他の分館の安上がり運営と市民参画の美名のために採用される危険性があると思いました。図書館の役割と理念を守りたいと考える市民が、「参画によって支え」たり「協働」するためには、自治体と協議をし、お互いの役割や責任を明確にすることが前提です。それなしには参画も協働も成り立たないのではないかと思います。

「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」(2020年2月町田市教育委員会策定)は、図書館活動の充実発展のために作られたのではなく、合理化による経費削減が目的であることは明白です。残念ながら、図書館運営の当事者としての意識を欠落させた自治体と図書館を「善きもの」、守るべきものとする市民との協働は成り立たないと思います。

市民参画の可能性

公共図書館であるためには、広く誰にでも公開されていて、無料であり、税金によって運営され、図書館法の裏付けがあることとされています。また公共図書館は、地域住民の情報アクセスを確保するという固有の機能をもち、それによって公共施設のなかでも多くの利用者が来館する施設として、コミュニティの公共空間のひとつになっています。

鶴川図書館が廃館された後、施設や蔵書の一部でも地域に残され、活用できる可能性はあるのでしょうか。

例えば、児童書があり、予約図書を受取りができ、Wi-Fiが利用できるなどの図書館的要素とコミュニティの公共空間として利用できる施設があるならば、その管理の一端をボランティアとして「市民参画」することは、ありえる選択ではないかと思います。

ボランティアとしての図書館支援

図書館の現場において、ボランティア活動には二つの側面があると考えていました。一つは図書館業務に携わる活動をおこなうボランティアです。お話し会やブックスタート、障がい者サービス、イベントボランティアなどへの参加。廃棄資料を販売し、その収入で拡大図書を購入して、図書館に寄贈してくれるグループもありました。図書館を舞台にして、人の役に立つことを実感できる活動といえるでしょう。

もう一つの側面は、図書館業務には関わらないが、図書館振興のために行なう活動です。図書館の設置、図書館活動の充実などをすすめ、図書館の存在そのものを肯定する活動です。

今回のワークショップは、まさに図書館の存在を肯定する活動であると思います。

私自身の経験では、田原町(現在の田原市)での開館準備期に「情報広場」という取り組みを行ないました。これまで図書館が無かった町で、図書館の施設や運営について説明を行ない、住民からの質問や意見にこたえて理解を深めてもらうための活動でした。

施設については設計者が、図書館の運営については私が説明を行い、会の進行と PR は住民が行なうという形で、基本設計の段階から建設が終わるまでの間に、滋賀県の図書館見学、建築中の施設見学などを含め、延べ9回の「情報広場」を開催しました。

熱心な参加者も多く、住民全体からみると、それほど多くの参加者ではありませんでしたが、この活動を通じて「自分たちの図書館」ができると考えてくれる住民が生まれました。

ボランティアによる図書館支援は、図書館業務支援から図書館の存在を肯定することまでを含めた幅広い活動として考えることができます。そしてその支援方法

が多様であればあるほど、図書館が住民によって強く支えられているといえるでしょう。

石井桃子著『子どもの図書館』(岩波新書 1965 年)を思い出します。当時、『子どもの図書館』の影響で自宅や公民館、団地の集会所などで子ども文庫を開く人たちが現れました。1981 年の調査では全国に約 4,500 の文庫がありました。この時、文庫と同時に全国に図書館が増えましたが、子どもたちに本を読んでもらいたいと願う文庫活動の影響が大きかったと思います。いま、図書館にとって厳しい時代ですが、図書館を「善きもの」と信じる人たちと一緒に図書館振興を主張し続けていきたいと思っています。

こんな本み〜つけた！(第27回)

『戦場の秘密図書館

—シリアに残された希望—

マイク・トムソン 著 小国綾子 編訳 文溪堂 2019年

紹介:高橋 門樹



シリアという国をご存知でしょうか。国土の北西部が地中海に面しており、トルコ、イラク、イスラエルなどの国々に囲まれています。古代遺跡には、地中海とメソポタミアを結ぶ東西交易の十字路として栄えた世界最古の都市ダマスカスの他、十字軍による襲撃を度々受けた古都アレppoなど、世界遺産がいくつもあります。シリアは古来よりユーラシア大陸の要衝であり、諸勢力が往来した土地です。現代においてもイスラム国(ISIL)やクルド難民など、国際紛争の舞台となっています。

2010年12月チュニジアのジャスミン革命に端を発する民主化運動「アラブの春」は、シリアにも波及しました。2011年2月にシリア南部の街ダルアードでアサド大統領を批判する落書きを学校の壁にした少年たちが逮捕され、拷問を受ける事件が起きると、翌3月にシリア全土でアサド政権に反対する抗議デモが広がりました。首都ダマスカス近郊の街ダラヤの反政府運動は当初非暴力を貫いていたものの、運動に参加した若者を同年9月に政府軍が惨殺した後、武装闘争へと拡大しました。

『戦場の秘密図書館—シリアに残された希望—』は、そのダラヤで運営されていた秘密の図書館を英 BBC の

マイク・トムソン記者が取材

した記録です。政府軍の管制下で許可なく人が集まれば、反政府活動の疑いで逮捕されかねません。それでも人々が地下の密室で読書することに著者は興味を持ち、2015年から SNS で取材を始めました。彼は凄惨なシリア内戦の取材で「希望を感じられるような話に出会えたのは、これが初めてだった」と述懐します。以下に本の内容を一部紹介します。

政府軍がダラヤを砲撃した 2012 年、経済学を学ぶ大学生だったバーシトは、多くの人々がダラヤから脱出しても他の元学生たちと残留しました。「武器を持って戦う以外のかたちで街の役に立ちたかった」からです。彼らの間で図書館作りが提案されると、彼がその監督を担当しました。狙撃兵の監視から逃れるために深夜に書籍救出が行われ、搬入した書籍はすべて元の所有者がわかるように記録をつけました。秘密図書館の噂を聞いて、自宅の蔵書の提供を申し出る人たちもいました。

大学で歯学を学んでいたアイハームは、歯科医がみな逃亡したダラヤで歯科医療に携わらざるを得ませんでした。秘密図書館で医学書をひも解き、インターネットで歯学の専門書籍をダウンロードして、治療に役

立てました。また、秘密図書館には十代の少年スタッフもいます。秘密図書館の自称「司書長」である 14 歳のアムジャドは、イスラム教徒の集団礼拝がある金曜日以外、毎日 20～30 人の来館者のために夜明け前から開館準備をし、書籍探しの手伝いや貸出手続きを担当しています。

ダラヤの秘密図書館では書籍の閲覧と貸出にとどまらず、地元の専門家による講義やグループ討論、書籍紹介なども行われました。秘密図書館創設メンバーの 1 人で、大学で土木工学を学んでいたアナスは、「体が食べ物を必要とするように、魂には本が必要なんです」と語り、「内戦が終われば、次は国の復興がどうしても必要になります。教育を受けたぼくたちは、そこで大きな役割を果たすことになるでしょう。そのために図書

館があるんです」と、戦時における図書館の機能を説きます。

本書は児童向けに編訳されており、小学校高学年以上で習う漢字にはルビが振られています。写真や地図、語釈、人物紹介が掲載され、シリアに馴染みのない子どもでも読みやすいように配慮がされています。編訳者の小国綾子氏は日本の子どもたちに、この本の登場人物 1 人ひとりとお会ってほしいと巻末で呼びかけています。とはいえ、本書は子どもばかりでなく大人にこそ、戦災でも人が本を求める理由と地域にとっての図書館の存在意義について再考、発見を促す好著となっています。（鶴川図書館大好き！の会員）

* 町田市立図書館は、5 冊所蔵しています。

なぜ行政不服審査請求なのか？

手嶋 孝典（町田の図書館活動をすすめる会・代表）

はじめに

図書館行政に関して、情報公開請求を町田市教育委員会教育長宛てに 2020 年 8 月 11 日に行った。請求を行った意図は、それがどのような理由で行われたか、あるいはどのような手順を踏んで行われたかを明らかにすることであったが、開示された公文書は、いずれも行政の意思決定とは無関係な、単なる手続き上の起案書等に過ぎなかった。

そこで、同年 12 月 7 日に起案書等の決定経緯が分かる公文書の開示を求める情報公開請求を再度行ったところ、あろうことか 8 月に開示されたものと全く同じ公文書が開示された。しかも、そのことは市政情報課に閲覧に行くまで事前には知らされず、以前開示された公文書の閲覧という全くの無駄足を踏まされたのである。

そのため、同じ轍を踏まないように、2021 年 3 月 1 日に行った情報公開再々請求には、「万が一請求に該当する文書が存在の場合は、その旨の回答をお願いする」旨も付け加えた。その結果、3 月 10 日付（生涯学習部生涯学習総務課）と 3 月 12 日付（生涯学習部図書館）の公文書不存決定通知書が届いた。

行政不服審査制度とは？

国や地方自治体による「処分」に対して、不服申立てができる制度である。「処分」というのは、法令に基づい

て行政に認められた権限（公権力）を、国や地方自治体が、国民や住民などに対して行使することを意味するが、国や地方自治体による処分（不作為を含む）に対して不服があるときに、不服申立てをすることができるのが「行政不服審査制度」である。

今回の事例に則して述べれば、「公文書不存決定」という町田市教育委員会の処分に対して、不服申立てをすることができる制度ということになる。行政訴訟は、「違法」かどうかを審理の対象としているが、行政不服審査は、「不当」かどうか守備範囲としている。

以下、4 項目について、図書館の重要な政策を決定する手続きが恣意的であり、意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態を明らかにし、行政不服審査の申し立てにより、その是正を求めることとしたい。

町田市立図書館のコロナ禍(COVID-19)に伴う全館休館に関して

町田市立図書館運営規則は、第 3 条第 2 項で「館長は、特別の事情があるときは、教育長の承認を得て前項に規定する開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。」と規定している。しかし、2020 年 3 月 2 日からの休館決定は、上意下達によるもので、教育機関の長としての判断ではない。收受起案だけによる休館決定は、休館の決定手続きに大

きな瑕疵があるのではないかと考え、行政不服審査を申し立てる。

町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して

ホームページの閉鎖及び再開については、何の理由も示すことなく一方的に行い、意思決定の文書を作成せず、説明責任を全く果たしていないため、行政不服審査を申し立てる。

「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①

「図書館の運営に関」することは、本来、町田市立図書館協議会に諮問すべきところを、敢えてそうせずに町田市生涯学習審議会に諮問した。にもかかわらず、そのことを意思決定した文書が存在しないとは、余りにも杜撰であり、納得できないので、行政不服審査を申し立てる。



ひろば

例会 4/27 (火) ~5/3 (祝・月) 報告

印刷・発送作業等:印刷版の発行未定
出席:メーリングリストにより実施

議題

1. 会報について

次号(№255):巻頭言(未定⇒住民による「公立図書館を市民参画によって支えるためのワークショップ」(藪田)、住民による「公立図書館を市民参画によって支えるためのワークショップ」報告(鈴木真)、「こんな本見〜つけた!」第27回(高橋門樹さん『戦場の秘密図書館ーシリアに残された希望』)、行政不服審査申し立て(手嶋)、→ワークショップに参加した感想など(元田原市図書館長、森下芳則さん)

2. 今年度の世話人について

※集まって例会が開かれるまで、暫定的に現行のままとしたい。もちろん、立候補を歓迎する。

代表(手嶋)、副代表(鈴木(真))、書記(空席)、会計(石井)、会計監査(守谷・清水)、集会室・印刷室の予約(高松)、印刷用紙調達(高松)、「知恵の樹」編集(手嶋・清水)、ホームページ管理(鈴木(真))、ML管理(鈴木(薫))、交友連ML転送(手嶋)、「知恵の

「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して②

「今後の町田市立図書館のあり方について(諮問)」(2018年10月22日付18町教生総第293号)は、諮問事項として「1. 図書館の目指すべき姿について/2. 再編をすすめる上での留意点について」の2点があるだけである。2019年2月に教育委員会が審議・決定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」の核心部分である「再編の必要性和方向性」「効率的・効果的なサービスの方向性」は、諮問事項から除外されている。

従って、「町田市立図書館のあり方見直し方針」は、町田市立図書館協議会はおろか、生涯学習審議会にも諮問されていないことになる。このように、行政内部だけで決定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」を認めることはできないので、行政不服審査を申し立てる。

樹」郵送、記者室・市議等への配布(石井)、「としよかん」配布(石井)、交友連運営委員(山口)※「すすめる会」推薦としたい。→特に意見はなかったので、集合して例会が開かれるまでは、この体制で活動する。

3. 今年度の活動計画について(議論なし)

4. 「町田市5か年計画 17-21」、「町田市公共施設等総合管理計画」等について(議論なし)

5. DVD「疎開した40万冊の図書」の貸出しについて(議論なし)⇒5月例会でルールを策定した。

6. 今後の例会の持ち方について

5月の例会は、集合で可能か見通せないが、緊急事態宣言が継続し、リアルでの開催ができない場合は、Zoomでの開催を追求したい。

Zoom開催の場合は、議事を早めに発信した上で、Zoom参加が適わない方には、事前にMLで意見を提出して頂き、その意見も併せ、Zoomによる例会で討議する。

報告

1. 団体及び個人からの報告(なし)

《編集後記》コロナ禍の非常事態宣言により、公共施設の利用制限が続いている。屋内施設は、原則利用中止だが、3密にならない施設まで閉鎖する必要があるのだろうか。社会教育、生涯学習施設の閉鎖は、知る権利、学ぶ権利の侵害に他ならないし、議会の傍聴禁止に至っては、どう考えても参政権の侵害だ。(T²)